

早稲田大学大学院社会科学研究所

# 博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士（学術）
申請者氏名	本柳 亨
専攻・研究指導	地球社会論専攻 社会哲学研究指導
論文題目	リスク社会における犯罪不安の研究 A Study of Anxiety of Crime in Risk Society
論文副題	閉ざされた防犯活動と閉ざされた犯罪不安 Closed Crime Prevention Activities and Closed Anxiety of Crime

審査委員会設置期間 自 2014年4月17日  
至 2014年9月25日

受理年月日 2014年4月17日

審査終了年月日 2014年9月25日

審査結果 合格

審査委員	所属	資格	氏名
主任審査員	社会科学総合学術院	教授	田村 正勝
審査員	社会科学総合学術院	教授	厚見 恵一郎
審査員	社会科学総合学術院	教授	黒川 哲志
審査員	社会科学総合学術院	准教授	仲道 祐樹
審査員	拓殖大学政経学部	教授	守山 正

リスク社会における犯罪不安の研究  
—閉ざされた防犯活動と閉ざされた犯罪不安—

A Study of Anxiety of Crime in Risk Society  
—Closed Crime Prevention Activities and Closed Anxiety of Crime—

本柳 亨

(一) 本論文の概要

(1) 本論文の問題意識

本論文は、われわれの「不安」をテーマとし、これを社会構造と哲学的視点ならびに心理学的視点から多角的に考察するが、とくに「犯罪に対する不安」に焦点を当て、「犯罪不安が高まる要因」について考察する。内閣府の調査が示すように、今日の日本では犯罪不安が高い状況にある。ところが、戦後の混乱期以降、犯罪は増大も凶悪化もしていない。一般刑法犯の認知件数は、戦後最多の約 285 万件を記録した 2002 年以降減少に転じており、2012 年には 138 万件にまで減少している。

他方で「安全・安心まちづくり」や「生活安全条例」に代表される治安政策の実施、高度なセキュリティ技術で住宅を囲いこむ「住宅の要塞化」、データ化された個人を管理する「監視社会化」、地域住民が警察のように活動する「民衆の警察化」など、防犯活動は積極的かつ多様に展開されている。治安は悪化しておらず、防犯活動も強化されている。

それにもかかわらず、犯罪不安が高まるという現象が起こっている。われわれは、戦後の混乱期のような「ナイフで刺されるかもしれない」という「目前に迫った犯罪被害」を前提とした犯罪不安からは解放されている。この意味で、今日の犯罪不安は遠くにある。

しかし、いつ遭遇するのか見当もつかない「将来の犯罪被害」として潜伏する「犯罪不安」が、われわれの日常を覆い尽くしている。この意味で、今日の犯罪不安は近くにある。本論文が考察の対象とする犯罪不安は、「遠く」にありながら「近く」にある「今日的な不安」と要因を考察している。

(2) 論文の要旨と主張

本論文では、犯罪不安が高まる要因を明らかにするために、二つの視角を設定する。第一の視角は、「不安の構造」に着目した考察である。英米を中心に研究が進められている「fear of crime」が、日本では「犯罪不安」と訳されていることが象徴するように、「犯罪に対する不安」は「犯罪に対する恐怖」と混同された状況にある。しかし、生物学、心理学、哲学の分野では、不安を恐怖と区別して考察している。本論文においても、不安と恐怖を区別し、不安の構造的特徴を考察する。

第二の視角は、根源的な不安を意味する「存在論的不安」に着目し、キルケゴールとハイデガーに依拠して、人間が神や死という「象徴(シンボル)」との接触と「存在論的不安」との関係性を考察する。さらにこの象徴を、自己を措定する「未知なる第三者」、ミードの「一般化された他者」の視点と捉え、これとの関係で「犯罪不安」の構造と、その高まりを考

察している。

他方で本論は、現代を、ウルリヒ・ベックが論じる「リスク社会」として位置づけ、従来のリスクとは異なる「リスク社会」という社会構造から、性質が異なる二つのリスク概念を導出する。

第一のリスクが、犯罪被害の「計算可能性」に焦点を当てたリスクであり、第二のリスクが、犯罪被害の「責任の主体」に焦点を当てたリスクである。これら二つのリスク概念に基づいて、「不安の構造」と「存在論的不安」の視点から、犯罪不安が高まる要因を明らかにする。

そして「不安の構造」に着目した視点から、今日のリスク社会における防犯活動が、「犯罪リスクを排除することができない」という問題を明らかにして、これが犯罪不安を発生させる条件となっているという。また「存在論的不安」に着目した視点からは、「安心」を獲得することを目的とする防犯活動が、「社会的な象徴」を弱体化させ、逆に犯罪不安を刺激していると主張する。

以上の考察を踏まえて結語では、閉塞状況にある犯罪不安に対して、「外部への道」を創出するための防犯活動と防犯コミュニティについて考察する。ここでは、贈与と返礼に基づいた「互酬」の原理が適度に導入された、結束力の弱い結びつきの重要性を明らかにする。

第一章では、「安全・安心まちづくり」と「生活安全条例」に焦点を絞り、治安政策の特徴をハードの側面、ソフトの側面、法的側面から整理する。治安政策の三つの側面に共通する特徴は、第一に、「犯罪予防」に特化している点であり、第二に、地域住民や NPO を中心とした「市民参加」を重視する点である。

第二章では、治安政策の動向を踏まえながら、防犯活動の動向を二つの側面から考察する。防犯活動の第一の側面は、「計算可能性」を前提に犯罪の可能性を排除する「合理化」であり、第二の側面は、個人が防犯活動の主体となる「個人化」である。これら防犯活動の合理化と個人化の共通点は、予期せぬものや価値観を異にする「他者」を排除した私的空間を構築しようとする点である。

第三章では、合理性を追求する防犯活動が対象とする犯罪リスクについて分析する。合理性を追求する防犯活動は、しばしば「予測不可能なリスク」に遭遇する。この予測不可能な犯罪リスクは、日常と非日常、犯罪者と非犯罪者などを区分する境界が消失した「不確実性」に起因するという。

第四章では、個人化された防犯活動が対象とする犯罪リスクについて分析する。個人化された防犯活動は、しばしば「自己の責任に帰せられるリスク」に遭遇する。犯罪活動の主体の一部を担う「市民」が遭遇する犯罪は、たとえ自己の意思決定に起因するものでなくても、「自己の責任に帰せられるリスク」として出現する傾向にある。

第五章では、「不安の構造」に着目した視角から、犯罪不安が高まる要因を考察する。

リスク社会における防犯活動は、犯罪リスクを排除しようとしても排除することができないという問題に直面している。第五章の目的は、「犯罪リスクを排除することができない」という問題が、「犯罪不安」を発生させる条件となっていることを明らかにする。

第六章では、「存在論的不安」に着目した視角から、犯罪不安が高まる要因を考察する。ここでは、「安心」を獲得することを目的とした防犯活動が、社会的な「象徴」を弱体化させ、逆に「犯罪に対する不安」を刺激していることを明らかにする。ただし「存在論的不安」の起源は、神や死などの「象徴」であるが、犯罪に対する不安は「社会的な象徴」の欠如によると、「象徴」の相反性を説く。

結語では、閉塞状況にある犯罪不安に対して、「外部への道」を創出するための防犯活動と防犯コミュニティを考察する。ここでは「市場原理」の支配が犯罪不安を助長するゆえ、贈与と返礼に基づいた「互酬」の原理が適度に導入された「結束力の弱い結びつき」の重要性を明らかにする。

## (二) 本論の目次

### 序章

#### 第一章 治安政策の動向

##### 第一節 「安全・安心まちづくり」の進展

- 1.1 「安全・安心まちづくり」の展開過程
- 1.2 治安政策のハードの側面—「犯罪防止に配慮した環境設計活動」
- 1.3 治安政策のソフトの側面—「地域安全活動」

##### 第二節 「生活安全条例」の制定

- 2.1 治安政策の法的側面—「生活安全条例」
- 2.2 「生活安全条例」の制定された背景
- 2.3 治安政策の問題点

#### 第二章 防犯活動の動向

##### 第一節 防犯活動の合理化

- 1.1 「新しい監視」による管理
- 1.2 計算可能性を前提とした管理

##### 第二節 防犯活動の個人化

- 2.1 日本における福祉国家
- 2.2 福祉国家以後の個人化
- 2.3 防犯活動の合理化と個人化の接点

#### 第三章 防犯活動の合理化とリスク

##### 第一節 合理性を追求する防犯活動

- 1.1 フーコーの三つの権力と管理
- 1.2 「内面介入型」の管理と「内面回避型」の管理 No.3

### 1.3 目的合理的行為としての防犯活動

#### 第二節 予測不可能なリスク

##### 2.1 不確実性に起因するリスク

##### 2.2 リスクの対処法の変遷—「予防」から「警戒」へ

#### 第四章 防犯活動の個人化とリスク

##### 第一節 個人化と個人の自由

##### 1.1 バーリンの自由論に対する批判的考察

##### 1.2 事実上の「自由な自己決定」が抱える問題

##### 第二節 自己の責任に帰せられるリスク

##### 2.1 責任の主体が問われるリスク

##### 2.2 市民参加型社会とネオリベリズムの共振

##### 2.3 「交換」の原理に基づいた防犯活動

#### 第五章 リスク社会における犯罪不安

##### 第一節 不安に関する学際的考察

##### 1.1 不安の特徴

##### 1.2 存在論的不安の特徴

##### 第二節 犯罪リスクの排除不可能性

##### 2.1 排除不可能な二つの犯罪リスク

##### 2.2 犯罪不安を発生させる条件

#### 第六章 「外部への道」から閉ざされた犯罪不安

##### 第一節 自己充足的に安心を追求する防犯活動

##### 1.1 閉ざされた個人を主体とする防犯活動

##### 1.2 受動的安心の喪失

##### 第二節 内なる象徴である「一般化された他者」の弱体化

##### 2.1 閉ざされた防犯活動

##### 2.2 閉ざされた犯罪不安

#### 結語

### (三) 本論文の内容

#### 序章

ここでは、本論文の方法論的枠組みを提示する。先行研究では、個人の「感情的・情動的反応」としての「犯罪不安」を考察の対象としており、犯罪被害に遭遇する主観的な見積もりを意味する「リスク認知」を指標とする手法が採用されてきた。それに対して本論文では、社会的に構成され、共有される「社会的気分」としての犯罪不安を考察の対象としており、「リスク社会」という社会構造からリスクを把握する手法を採用する。

#### 第一章 治安政策の動向

第一章では、「安全・安心まちづくり」と「生活安全条例」に焦点を絞りながら、日本で展開されている治安政策について考察し、治安政策の特徴と問題点を明らかにする。そ

ここで警察庁が展開する「安全・安心まちづくり」を、ハード面の施策である「犯罪防止に配慮した環境設計活動」とソフト面の施策である「地域安全活動」に分類する。

監視カメラの設置に代表される「ハードの側面」に影響を与えているのは、1970年代以降にアメリカで発展した「環境設計による犯罪予防（CPTED）」と呼ばれる理論で、建物や道路などの物理的環境の設計により、犯罪が発生することを予防する手法である。とくに「安全・安心」を優先して監視カメラが積極的に導入されるが、「犯罪抑止効果の不明瞭さ」や「プライバシー侵害の恐れ」が問題点として指摘されている。

他方、防犯パトロール活動に代表される「ソフトの側面」に影響を与えているのは、1980年代以降からアメリカで試みられている「コミュニティ・ポリシング」理論である。コミュニティ・ポリシングは、住民と一体となった警察活動により、事件が発生することを予防する手法である。これにより「地域安全活動」が浸透することで、防犯活動における市民の担う役割は拡大したが、その一方で、市民の主観的な判断で監視の対象が、恣意的に設定されてしまうという問題点を抱えている。

さらに全国の地方自治体が制定する「生活安全条例」は、治安政策の「法的側面」であるが、東京都千代田区の「千代田区生活環境条例」が象徴するように、2000年代に入ると、罰則規定を伴う「生活安全条例」が次々と制定されている。

こうした「生活安全条例」の変化は、刑法の二つの動向を色濃く反映している。第一の動向は、「法益保護の早期化」であり、法益の侵害という結果が発生する以前の行為を処罰の対象とする動きである。第二の動向は、2007年の少年法改正に代表される「厳罰化」である。近年は「防犯」を目的として制定されることが多くなった「生活安全条例」であるが、「歪んだ市民参加の仕組み」や「住民を主体とした監視体制の強化」が問題点として指摘されている。

最後に、治安政策の「ハード面」「ソフト面」「法的側面」に共通する特徴と、問題点を指摘する。三つの側面に共通する特徴は、第一に犯罪要因を事前に排除する「犯罪予防」に特化している点であり、第二に地域住民やNPOを中心とした「市民参加」を重視する点である。

しかしながら、監視カメラが監視の対象とし、防犯パトロール活動が排除の対象とし、「生活安全条例」が罰則の対象とするのは、生活スタイルや価値観を異にする「他者」と認識された人々である。「犯罪予防」と「市民参加」を特徴とする治安政策は、「他者」の排除という共通した問題点を抱えている。

## 第二章 防犯活動の動向

第二章では、治安政策の「犯罪予防」と「市民参加」という二つの特徴を踏まえ、防犯活動の動向を、「合理化」と「個人化」という二つの側面から整理する。これにより防犯活動が「他者の排除」を生み出す要因を明らかにする。

まず、防犯活動の第一の動向は、計算可能性を前提に犯罪の可能性を排除する「合理化」であるが、これはデータベースに基づいた「新しい監視」を中心とした「監視社会化」を背景としている。これはデータベースに基づいて、特定の間人とデータを結びつける「身元特定」と、監視対象をグループ分けして管理する「社会的振り分け」とである。

犯罪を確率の問題として対処する「計算可能性」を前提とし、欧米を中心に、逸脱者や不審者の排除を推し進める「排除型社会」が台頭しているが、排除型社会で積極的に採用されているのは、新しい監視に代表される「合理性を追求する防犯活動」である。

こうした合理性を追求する防犯活動は、被害の最小化を目的としている。それゆえ「犯罪それ自体」よりも「犯罪の可能性」に関心を寄せ、ホームレスをはじめ、あらゆる「反社会的行為」を「安全を脅かす存在」と判断し、排除の対象として設定してしまう。

第二に、個人が防犯活動の主体となる「個人化」の動きであるが、ここでの個人化は「福祉国家以後の個人化」を意味する。

日本における福祉国家は、「家族福祉」と「企業福祉」に社会保障機能を代替させる特殊な形態であった。それゆえ、「福祉国家以後の個人化」は、福祉国家から個人が離脱することではなく、「家族」や「企業」などの中間集団から個人が離脱することである。そして中間集団から離脱した個人は、受け皿となる中間集団が用意されておらず、結果的に市場原理を導入したサービスへ依存せざるをえない。

こうした「福祉国家以後の個人化」の進展が、防犯活動の領域においても個人化を進め、今日では多くの人々が、地域コミュニティの保護を喪失し、自らの判断と自己負担で防犯活動を遂行しなければならない。中間集団の保護を喪失した個人は、日本版ゲーテッド・コミュニティである「セキュリティ・タウン」や超高層住宅などのように、市場原理を前提とした「自由な自己決定」と「自己責任」を迫られている。

このように防犯活動の「合理化」と「個人化」は、予期せぬものや価値観を異にする「他者」を排除し、「浄化された私的空間」と「他者が混在する空間」を「私的関心」により分断する。

### 第三章 防犯活動の合理化とリスク

本章ではミシェル・フーコーの「権力論」を補助線とし、「合理性を追求する防犯活動」と、その対象の「犯罪リスク」を分析し、「予測不可能なリスク」の特質を明らかにする。フーコーは、個人の内面に介入することで効力を発揮する「規律権力」(パノプティコン)を解明したが、この規律権力に対応した「内面介入型」の防犯管理は、具体的な個人を管理の対象とし、事後的な「治療・更正」を目的とする。

これに対して、集合体としての対象を確率論的に管理することで効力を発揮する「統治権力」は、抽象的なデータを管理の対象とし、事前的な「予防・排除」を目的とする。そして合理性を追求する防犯活動は、規律権力に対応した「内面介入型」の管理から、統治権力に対応した「内面回避型」の管理への移行だという。

しかし、統治権力の勢いが増したことは確かであるが、規律権力が消滅したわけではない。支配的な権力が、規律権力から統治権力へ移行することで、統治権力と規律権力の融合が進んでいる。そして二つの管理手法を接合するのは、「犯罪の可能性を事前的に排除する」という目的に対する「合理性」である。防犯活動の合理化は、「安全」がいかなる価値を持つかを考慮せずに、「予防・排除」という目的に対して合理的な手段を選択することである。

この「目的合理的行為」としての防犯活動は、「予測不可能なリスク」を対象とし、他

方で「予測不可能なリスク」として出現する犯罪は、日常と非日常、犯罪者と非犯罪者などを区分する境界が消失したことによる「不確実性」に起因する。こうした「予測不可能なリスク」に対処するため、合理性を追求する防犯活動は、あらゆる危険性を洗い出し、それらを排除する「警戒」と呼ばれる手法を採用している。

このように、合理性を追求する防犯活動では、「リスク」を排除すればするほど、「安全」に接近することができるという仮説が前提となっている。しかし、リスク社会の「新しいリスク」においては、予測不可能性が上昇しており、「安全」と「リスク」を明確に識別することができない。それゆえに、「安全」を脅かす「リスク」に対する人々の意識は敏感になる。かくして、リスク社会の防犯活動では、犯罪を誘発する「あらゆる可能性」を暫定的に「リスク」と設定し、それらを排除しようとする動きが加速する。

#### 第四章 防犯活動の個人化とリスク

現代では「市民」が遭遇する犯罪は、過失を犯した「犯罪者」、あるいは警察に代表される「統制者」に、必ずしも損害の責任を帰せることができないケースが生じている。それゆえ防犯活動の一部を「市民」が担う。けれども個人の「形式上の自由な意思決定」と「実際に可能な自由な自己決定」とは乖離している。したがって実際には自己の意思決定の結果ではないのに、「社会の個人化」の進展から「自己決定の結果」だとみなされる「犯罪リスク」が増えている。

この様に本章では一方で、アイザイア・バーリンの「自由を論」を批判的に考察し、他方でニクラウス・ルーマンの「リスクと危険」の区別を用いながら、「個人の責めに帰せられる犯罪リスク」を問題としている。ちなみに損害が自己の選択の結果として、自らの責任に帰せられるものが「リスク」である。それに対して、損害が自己の責任とは無関係に、自己の外部に帰せられるものが「危険」である。

そしてこのような歪んだ形態で個人化が進展している今日の社会では、地域コミュニティのような「互酬」や「再分配」の原理が支配的な「ゲマインシャフト型」のコミュニティは減少し、他方で「セキュリティ・タウン」のように市場を媒介とした、「交換」の原理が支配的な「ゲゼルシャフト型」の社会が台頭しているという。

後者の「安全」を目的としたゲゼルシャフト型の社会において、防犯活動の主体である個人は、防犯活動に熱心に勤しむ「自己実現」を介して、社会に対する忠誠心を高めていく。

今日の防犯コミュニティは、このようにゲゼルシャフト化が進んでいるが、「リスク管理」と「自己責任」が結合することで、社会を分断する境界線が明確になるという問題が発生している。すなわち「交換」の原理が支配的な社会では、「交換」の原理に基づいて行動しない人間や、市場からこぼれ落ちた人間は、やる気やモラルのない「弱者」であり、社会の境界線の外側にいる「他者」として認識されてしまうという。

#### 第五章 リスク社会における犯罪不安

本章では、不安の構造に着目した視角から、犯罪不安が高まる要因を考察する。リスク社会における防犯活動は、「犯罪リスクを排除しようとしても排除することができない」と



いう問題に直面しているが、これが、犯罪不安を発生させる条件となっていることを明らかにする。具体的には、「予測不可能なリスク」と「自己の責任に帰せられるリスク」を排除できないという問題が、不安の構造的特徴と重なっていることを明らかにする。

まずキルケゴールやハイデガーの「存在論的不安」を検討し、第一に、存在論的不安が神や死に代表される「象徴（シンボル）」を起源とし、この象徴は、自己を措定する未知なる第三者の視点を意味するという。第二に、存在論的不安が、自己の有する可能性を露わにするという。

この考察に次いで、さらに不安の特徴を「恐怖」と比較しながら、生物学、心理学、哲学の分野からアプローチする。そして恐怖は、自己とある特定の対象との関係から生じる「外因的現象」であり、それに対して、不安は、特定の対象を持たず、自己の自己自身に対する関わりから生じる「内因的現象」だという。

不安のこの二つの特徴を踏まえて、「不安」と「犯罪リスクを排除できない」という問題との共通点を探る。まずは、「予測不可能なリスク」を排除することできないという問題が、「特定の対象を持たない」という不安の第一の特徴と重なることを指摘する。

ここで「予測不可能なリスク」は、破局点から遠く離れた未来に位置づけられる「犯罪の可能性」であり、こうした「犯罪の可能性」を排除しようとするほど、「犯罪の可能性」は、「より小さな可能性」へと目が向けられるようになる。このように「予測不可能なリスク」は、「特定の対象」を持たず、「予測不可能なリスク」が「より小さな可能性」へと細分化され、その輪郭が不明瞭になるという。

次に「自己の責任に帰せられるリスク」を排除することができないという問題が、「自己自身との関わりから発生する」という不安のもう一つの特徴と重なることを指摘する。「自己の責任に帰せられるリスク」は、犯罪被害に遭遇することが「自由な自己決定の帰結」として出現することである。しかし、己の身に降りかかった犯罪被害が、「自由な自己決定の帰結」なのか否かを識別することは困難である。

それゆえ、ひとたび犯罪被害に遭遇してしまえば、「自由な自己決定の帰結」として対応を迫られる。このように、「自己の責任に帰せられるリスク」を排除することができないという問題は、いかなる犯罪被害も「自由な自己決定の可能性」との関わりを断ち切れないこと、すなわち、「自己自身との関わり」から発生している。

以上のように、特定の対象と結びつかない「予測不可能なリスク」と、自己自身との関わりから発生する「自己の責任に帰せられるリスク」は、不安の構造的特徴と重なり、不安を発生させる条件となっている。要するに犯罪不安は、対象が不明確で、自己の自己自身に対する関わりから生じる「内因的現象」として出現する「犯罪リスク」が、犯罪不安として発生しているという。

## 第六章 「外部への道」から閉ざされた犯罪不安

本章では、先の「存在論的不安」に着目した視角から犯罪不安が高まる要因を考察する。ここでは、「安心」を獲得することを目的とした防犯活動が、存在論的不安の起源となる「象徴」を弱体化させ、犯罪不安を刺激していることを明らかにする。

リスク社会における防犯活動は、防犯という目的から、さらに「安心」を獲得すること

を目的としている。この「安心」は、意識せずに獲得できる「受動的安心」ではなく、意識的に獲得しなければならない「能動的安心」である。そして「能動的安心」を獲得するために、防犯活動の主体が「ナルシズム化」し、防犯活動が「自己充足化」する。

リチャード・セネットは、自己の内面の確かさを実感するために、達成感を追求し続ける現代人を「ナルシスト」と呼ぶが、喪失した「受動的安心」の穴埋めをするために、防犯活動に伴う達成感を追求し続ける人々は、「ナルシスト化」する。そして「ナルシスト」が主体となった防犯活動は、スケープゴートとなる対象を発見し、その対象を排除するが、この達成感を求めれば求めるほど、防犯という目的からは逸脱し、「能動的安心」を求めて自己充足化していくと、本論は主張する。

他方で「存在論的不安」の起源である「象徴」は、神や死の機能のように、自己の有する可能性を露わにする。本論はこの象徴の機能について、マリノフスキーの「象徴財の贈与（クラ交換）」の例から、象徴が「閉塞した自己や社会」に対して「外部への道」を提供すると主張する。しかしリスク社会における防犯活動は、この「象徴機能」を弱体化させ、「自己を位置づける枠組み」としての他者を、「互酬の関係にある他者」から「交換の関係にある他者」へと変容させがちとなるという。

われわれの「互酬の関係にある他者」は、地域コミュニティの住民のように、お互いに贈与の対象となるような関係ゆえ、社会全般に対して相互信頼が生まれる。これに対して、「交換の関係にある他者」は、セキュリティ・タウンの住民のように、働きに応じて与え、与えられるような関係にある他者である。ここでは「交換の関係にある他者の期待」の「内面化」ゆえに、「交換関係にある他者」に対してしか、信頼を抱くことができない。「交換」の原理に基づいて行動しない人間は、コミュニティの境界線の外側にいる「他者」として排除されてしまう。

本論は、こうした「自己を位置づける枠組みとなる他者」と、ミード心理学の「社会の規範を代表する他者の視線」すなわち「一般化された他者」との類似性を主張し、他者の期待を取得すればするほど、内面化する「他者の視線」の抽象度は高まり、期待を取り入れることができる他者の領域が拡大する。「一般化された他者」を内面化した自己は、「抽象的な他者」によって位置づけられることで、他者に対する想像力、すなわち「外部への道」を獲得する。

しかし贈与なき防犯活動により、「自己を位置づける枠組み」となる他者は、「互酬の関係にある他者」から「交換の関係にある他者」へと変容している。「互酬」の原理に基づいたクラは「開かれた活動」であるが、「交換」の原理に基づいた防犯活動は「閉ざされた活動」である。閉ざされた防犯活動では、「自己を位置づける枠組みとしての他者」が、顔の見える「具体的な他者」であり、ここでは象徴機能は消滅している。

以上のように、象徴の機能に焦点を絞るならば、リスク社会における犯罪不安は、存在論的不安と対照的な不安である。存在論的不安が象徴に接触することで発生するのに対して、リスク社会における犯罪不安は象徴が弱体化することで発生する。存在論的不安が自己の有する「外部への道」に直面することで発生するのに対して、リスク社会における犯罪不安は「外部への道」が塞がれることで発生すると主張する。

## 結語

結語では、閉塞した犯罪不安に対して、「外部への道」を創出するための防犯コミュニティを検討する。犯罪不安が高まる要因の一つは、「交換」の原理に基づいた人間関係が社会の大部分を占めることで、自己やコミュニティの「外部への道」が塞がれてしまったことである。したがって「交換」の原理が支配的な社会に対して、「互酬」の原理の重要性を指摘する。

レベッカ・ソルニットの『災害ユートピア』によれば、大地震、テロ、ハリケーンなどの大災害の直後に出現するのは、利己的な人間による「万人の万人に対する闘争」ではなく、利他的な人間による「相互扶助」のコミュニティである。

しかし、災害時のコミュニティとは異なり、日常に即したコミュニティで、ある一つの原理が突出してしまうと、仮にそれが「互酬」の原理であっても、コミュニティの結束力が強化され、その結果として排他的なコミュニティが形成されてしまう。「他者」に対して開かれた「外部への道」を創出するためには、「互酬」の原理が、適度に導入された「結束力の弱い結びつき」が理想的であるという。

こうした観点から、「人間関係の形成を重視の犯罪防止活動」を主張し、①コミュニティ・カルチャーの強化、②地域の結束力の強化、さらには「他者」との接点を構築するために③外部集団との関係形成などの例を検討し、とくにコミュニティの具体例として、全国で100以上の組織が展開されている「わんわんパトロール隊」を考察する。

この主な活動は、腕章を装着しながら愛犬と散歩をすることだけであるが、ここでは「排除する主体」と「排除される対象」という二項対立図式がなく、「見知らぬ他者」という関係を維持したまま、多種多様な「他者」と街ですれ違い、「他者」と一緒に愛犬と散歩をすることで達成感を獲得する。

わんわんパトロール隊の活動は、自己充足的に「安心」を獲得する活動でありながら、「他者」に対して開かれた「外部への道」を創出する活動でもある。このように、「愛犬と散歩をする」という一見すると防犯とは無関係な行為が、実用性のない品物を交換するクラ交易のように、普段は接点のない「他者」との結びつきを生み出し、「環」を形成している。

ここでは「互酬」の原理が適度に導入された、弱い紐帯のコミュニティが形成され、誰もが「与える側」と「受け取る側」の双方であるという関係が構築される。したがって「わんわんパトロール隊」のような「開かれたコミュニティ」は、何者かに見守られているという「受動的安心」を再構築するための「はじめの一歩」となる可能性を秘めていると主張する。

### (四) 主要な質疑応答

(1) 最近の調査では、犯罪不安と一般刑法犯認知件数は若干減少しているが、この点をどう見るか。

- ・近年犯罪不安と一般刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、それにもかかわらず約8割の国民が「治安は悪化している」と感じたままである。したがって問題点は、「犯罪不安が上昇していること」ではなく、「一般刑法犯認知件数と連動することなく犯罪不安が発生していること」である。

- (2) 犯罪は増大も悪化もしていないという論述は、統計値に反するのではないか。
- ・殺人と強盗の認知件数を詳しく見るならば、たしかに 97 年から 2003 年にかけて認知件数が上昇したが、その後は減少している。また「犯罪不安」が上昇する 90 年代前半の件数と比較すると、近年の刑法犯罪の認知件数も、殺人と強姦の認知件数も減少している。
- (3) 犯罪予防について、事前的予防がなぜ悪いか
- ・犯罪予防は「事前予防」と「事後予防」に区分できるが、今日の治安政策と防犯活動は、「事前予防」に大きく偏っており、「プライバシー侵害」や「マイノリティーの排除」をはじめ多くの弊害が生じているから。
- (4) 犯罪不安の解消法について、どう考えるか。
- ・犯罪不安への対策は、コミュニティの住民一般である「顔の見えない抽象的な他者」を再構築するために、地域の結束力を培い、また価値観やライフスタイルを異にする「他者」に対しても、信頼を構築することである。
- (5) 処罰の厳罰化でも、犯罪不安が減少しないのはなぜか。
- ・日常生活の中で様々なリスクを見つけだす社会が、今日の「リスク社会」である。そのため人々は、厳罰化されていない他の領域において、「未知のリスク」を見つけだし、犯罪不安に取りつかれてしまうからである。
- (6) 多くの不安の中から、とくに「犯罪不安」を取り上げた理由は何か。
- ・多くの不安の中でも、「不安を解消しようとする活動」と「不安に対する意識」が連動していないものが犯罪不安であったため。
- (7) 「不安概念」はバーリンの「消極的自由」ではなく、「積極的自由」の概念との関係で問題になるのではないか。
- ・個人化による「選択肢の拡大」が「自由の拡大」につながらないことが犯罪不安の原因の一つと考えたため、選択肢の拡大について考察した「消極的自由」を取り上げた。
- (8) 防犯活動の合理化とリスクの関係
- ・リスク社会の「新しいリスク」は予測不可能性が大きく、「安全」と「リスク」を明確に識別することができない。それゆえに、「安全」を脅かす「リスク」に対する人々の意識は敏感になる。したがってリスク社会の防犯活動では、犯罪を誘発する「あらゆる可能性」を暫定的に「リスク」と設定し、それらを排除しようとする動きが加速する。
- 犯罪リスクに対応するために、防犯活動の合理化が進んだが、防犯活動の合理化が、このように新たな犯罪リスクを生み出すという「合理化の非合理化」が進んでいる。

- (9) ハイデガーやキルケゴールの「存在論的不安」の根底にある「死」や「神」の象徴と、互酬制に繋がる「一般化された他者」の象徴とは、次元が異なるのではないか。
- ・個々の状況を越えて機能する「抽象的な他者」のまなざしの役割を明らかにするために、存在論的不安をめぐる議論を補助線として利用した。「存在論的不安」は、象徴によって強まる。これに対して「犯罪不安」は、象徴により緩和される。
- (10) リスク社会依然よりもリスク社会以後のほうが、「犯罪不安感」が強まるのはなぜか。
- ・リスク社会においては、犯罪がリスク化し、「特定の対象を持たないリスク」や「自己の責任に帰せられるリスク」が出現したため。
- (11) 公的な領域に監視カメラを置くことが、何が問題なのか
- ・公的領域であっても、犯罪の発生する蓋然性が低い領域であるならば、プライバシーに配慮した監視カメラの設置が必要である。
- (12) 今後はどのような方向に、この研究を発展させていくか。
- ・これまでの研究の結果、「ある程度緩やかな防犯体制」の方が、効果の点でも、弊害に関する点でも好ましいことが導出できたので、そのような体制について具体的に考察したい。

## (五) 総合評価

- (1) テーマが「独自性」に富み、これを、法律学、社会学、哲学、心理学の視点から学際的に考察し、さらに「問題解決の方向性」を出している。この3点において、社会哲学にふさわしい適切なテーマ設定として評価できる。
- (2) 論文の次のような構成は、評価に値する。
- 本論は「序論」と「結語」を含めて全8章からなるが、第1～2章において「治安政策」と「防犯活動」の実態を分析し、「犯罪不安」と「リスク社会」の背景を解明している。第3章ではこれを受けて、防犯活動の合理化の問題を「フーコーの哲学」を踏み台にして深めている。
- さらに第4章では「防犯活動」と「個人の自由」および「社会のリスク」に関して、「バーリンの自由論」および「ルーマンのリスク論」に依拠して考察している。第5～6章では、「不安の構造」および「不安緩和」に関して、「キルケゴールとハイデガーの哲学」および「セネットおよびミードの社会学と心理学」に依拠して考察を深め、結語につなげている。
- (3) 論文は独創性と学際性に富み、本論に関係する主要な先行研究を渉猟している。
- 論文の構成からも明らかなおおりに、きわめて広範囲な文献を渉猟し、これらの知見から論文の主張を裏付けしている。「犯罪と社会的リスク」に関する、これ程広い視点からの研究は少ない。

(4) 論文の注が適切に附されている。

論文の注に関しては、200以上の参考文献を渉猟し、それらの中から必要な部分を適切に引用し、それについて訳書と原書の双方の出所を明示している。この点で論文の注に関する体裁は十分だと判定できる。

その他「本論文」と要旨で縷々述べたとおり、「社会科学研究科博士学位論文審査基準」としてあげられる以下の10要件を満たしている。(1) 着眼点、方法、内容、結論等におけるアイデア、独創性、(2) 論文テーマ設定の妥当性、重要性、(3) テーマに応じた論文の構成の妥当性、(4) 先行研究のサーベイを踏まえた専門分野における貢献度、(5) データや資料に裏付けられた実証性、(6) 論旨展開における論証力、説得力、(7) 専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、充分性、(9) 社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性、(10) 論文全体としての卓越性。

以上の10点において、十分な配慮と究明を行った論文として、本論文は「博士(学術)の学位を受けるに値する」と、審査員全員で判定した次第である。

審査委員

主任審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授  
審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授  
審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授  
審査員 早稲田大学社会科学総合学術院准教授  
審査員 拓殖大学政経学部教授

経済学博士 早稲田大学  
博士（政治学） 早稲田大学  
博士（法学） 京都大学  
博士（法学） 早稲田大学

田村 正勝  
厚見 恵一郎  
黒川 哲志  
仲道 祐樹  
守山 正